

# 令和7年度公共ホール音楽活性化事業 (導入プログラム)実施要綱

## 1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、市町村等との共催により、公共ホールを拠点とした身近で親しみのあるクラシック音楽の公演事業及び地域交流プログラム等を実施する。

## 2 対象団体

次の団体を対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（（2）を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

## 3 実施団体の決定

地域創造は、上記2の団体から提出された事業申込書等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該実施団体に対して速やかに通知する。

実施団体の決定に当たっては、当該事業を実施したことがない団体を優先するが、過去に当該事業を実施した団体であっても、市町村合併の有無、公共ホールの管理者の変更、当該事業についての担当者の習熟度等の事情を考慮して、予算の範囲内で決定する。

## 4 事業内容

実施団体は、原則として3日間の連続した日程で地域創造が派遣する演奏家（登録アーティスト（別紙）及び伴奏共演者をいう。以下同じ。）※により、次の事業を実施する。

実施にあたっては、実施団体、地域創造及び登録アーティスト所属マネジメントによる3者契約を締結する。

※ソリストは2名以内（伴奏共演者が必要な場合は別に1名）。

アンサンブルの場合は1組。

### (1) 公演（コンサート）

公共ホール等で開催する有料のクラシック音楽公演を1回実施する。

なお、入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

### (2) 地域交流プログラム（アクティビティ）

学校や福祉施設等でのミニコンサートやワークショップなど地域との交流を図る事業を原則として4回（1日につき2回）実施する。

## 5 経費負担

事業実施に伴う次の経費については、地域創造が負担する。

次の経費以外の現地移動費、舞台制作費、広報宣伝費その他の諸経費及び実施団体が上記4に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した経費については、実施団体の負担とする。

なお、実行委員会形式により事業を実施する場合においては、企画・運営について市町村等が相当の責任を負う場合に限り、当該市町村等の負担する額に相当する範囲内の経費を地域創造が負担する。

**(1) 演奏家派遣経費**

出演料、現地移動費を除く旅費（地域創造の規定に基づく。）、楽器運搬費（現地運搬費を除く。）、出演者に係る損害保険料、マネジメント料

**(2) 地域交流プログラム負担金**

実施団体が支出した地域交流プログラムに係る経費のうち、ピアノ調律料及びその他特に地域創造が認めたもの（限度額10万円）

**6 事業実施に対する支援**

**(1) 全体研修会の開催**

地域創造は、事業実施前に実施団体を対象として、事業の実施に必要な実践的ノウハウ等についての研修及び登録アーティストによるプレゼンテーションを内容とする全体研修会を開催する。

なお、参加に係る旅費等は実施団体の負担とする。

**(2) コーディネーターの派遣**

地域創造は、実施団体に実践的ノウハウを習得する機会を提供するとともに、事業の円滑な運営を図るため、企画制作の経験が豊富なコーディネーターを派遣する。

コーディネーターの派遣は、個別研修（現地下見）及び事業実施時の2回行う。

**7 提出書類等**

**(1) 事業申込書 …別記様式1-1、1-2**

令和7年度に本事業の実施を希望する対象団体は、次の関係資料を添えて、**令和6年9月5日（木）まで**に当該書類を提出すること（地域創造必着）。

なお、上記2（2）及び（3）に該当する団体が申込みをする場合には、施設設置者又は、出資者である地方公共団体の長の副申を受けること（別記様式1-3）。

**① 全団体**

・コンサート実施予定会場パンフレット

**② 2（2）に該当する団体**

・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

**③ 2（3）に該当する団体**

・令和6年度事業概要  
・令和5年度決算及び令和6年度予算資料

**④ 実行委員会形式により実施する場合**

・実行委員会等への関与の状況 …別記様式1-4  
・規約  
・実行委員等名簿  
・組織体系図

- ・事業計画
- ・予算資料
- (2) **実施計画書及び事業収支予算の内訳** …別記様式2-1、2-2  
事業実施2か月前までに企画内容を決定し、当該書類を提出すること。
- (3) **実績報告書及び事業収支実績の内訳** …別記様式3-1、3-2  
事業終了後30日以内または令和8年4月15日（水）のいずれか早い日（必着）までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。
- (4) **地域交流プログラム負担金請求書** …別記様式3-3  
該当する経費がある場合は、事業終了後30日以内または令和8年4月15日（水）のいずれか早い日（必着）までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。
- (5) **変更（承認申請・報告）書** …別記様式4-1、4-2  
実施団体の決定通知を受けた後に事業内容に重大な変更が生じた場合は、ただちに当該書類を提出すること。  
なお、変更の内容によっては事業の要件を満たさなくなり、共催できない場合がある。

## 8 その他

### (1) 共催・制作協力に関する表示

#### ①共催の表示

実施団体は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体（以下「印刷物等」という。）に、地域創造が共催している旨を表示すること。

【表示例】共催：一般財団法人地域創造  
共催：（一財）地域創造

#### ②制作協力の表示

実施団体は、印刷物等に一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

【表示例】制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会  
制作協力：（一社）日本クラシック音楽事業協会

### (2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

### (3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

### (4) 情報提供

地域創造が全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施団体は協力するものとする。

### (5) その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

**別紙****【登録アーティスト】**

登録アーティストは令和6年7月中に決定し、地域創造ホームページにて公開予定

**参考【事業の流れ・手続き等】****●令和6年度（事業実施前年度）**

実施時期	内 容	提出書類
6月下旬～9月	申込み受付（9月5日（木）締切）	事業申込書 （別記様式1-1～1-4）
10月頃	事業内定通知	

**●令和7年度（事業実施年度）**

実施時期	内 容	提出書類
4月中旬 4月21日～23日	事業決定通知 全体研修会、公開プレゼンテーション	
5月	アーティスト出演交渉	
5月～6月	企画内容の調整及びアーティスト・コーディネーターの決定	
適時	個別研修（現地下見）の実施 ※コーディネーター現地派遣	
実施1ヶ月前まで	企画内容の決定 3者契約締結	実施計画書等 （別記様式2-1、2-2）
事業終了後	実績報告、負担金の請求※	実績報告書等 （別記様式3-1～3-3、事業報告書）

※事業終了後30日以内または令和8年4月15日（水）のいずれか早い日（必着）までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。